

## 三条市看護職員奨学金所得基準

- 1 主たる家計を支えている方（父母又はこれに代わって家計を支えている方のうち所得金額の多い方一人）の1年間の認定所得額が「表1 収入基準額」以下であること。

表1 収入基準額

区分		収入基準額
世帯人員	1人	178万円
	2人	282万円
	3人	328万円
	4人	355万円
	5人	382万円
	6人	402万円
	7人	422万円

※世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに20万円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

- 2 前項の認定所得額とは、主たる家計を支えている方（父母又はこれに代わって家計を支えている方のうち、所得金額の多い方一人）の金銭、物品などの1年間の総収入金額を次のア、イにより計算した金額から、「表2 特別控除額表」に掲げる額を控除した金額をいう。

## ア 給与所得の場合

年間総収入金額	給与所得金額
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下の場合	収入金額×0.7－223万円
879万円以上の場合	収入金額－486万円

(注) 万円未満は切り捨て

(注) 同一人で、2か所以上から収入があり、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算した後、この計算式により算出する。

## イ 給与所得以外の場合

収入金額（又は売上高）から、必要経費を差し引いた金額とする。

必要経費とは、事業所得においては売上品原価と営業経費（雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等）との合計額であり、農業所得では、肥料、種苗、蚕種、飼料、動力機の燃料等（過去1か年の収入を得るために実際に消費した分）の購入費の合計額である。

（注）万円未満は切り捨て

表2 特別控除表

区分	特別の事情	特別控除額				
A 世帯を対象とする控除	(1) 母子・父子家庭である。	49万円				
	(2) 就学者のいる世帯である。（児童・生徒・学生1人につき）	小学校		8万円		
		中学校		16万円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国・公立	28万円	47万円	
			私立	41万円	60万円	
		高等専門学校	国・公立	36万円	55万円	
			私立	60万円	80万円	
		大学	国・公立	59万円	102万円	
			私立	101万円	144万円	
		専修学校	高等課程	国・公立	17万円	27万円
	私立			37万円	46万円	
	専門課程		国・公立	22万円	62万円	
			私立	72万円	112万円	
(3) 障がいのある人のいる世帯	障がいのある方1人につき (障がい者手帳の写しなどの証明書類必要)		86万円			
(4) 長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。 (領収書など証明書類必要) 診療代、治療代、医薬品代等に限り、食費等は対象としない。					
(5) 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、限度額71万円とする。住居費、光熱水道費等に限る。 (領収書など証明書類必要)					

	(6)火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは、生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。(領収書など証明書類必要)			
B 本人を対象とする控除	申込者本人が専修学校高等課程に在学している場合	国・公立	自宅通学	17万円	授業料年額を加えた額
			自宅外通学	27万円	
		私立	自宅通学	37万円	授業料年額を加えた額
			自宅外通学	46万円	
	申込者本人が専修学校専門課程に在学している場合	国・公立	自宅通学	20万円	授業料年額を加えた額
			自宅外通学	60万円	
	私立	自宅通学	37万円	授業料年額を加えた額	
		自宅外通学	76万円		
申込者本人が大学・短大に在学している場合	国・公立	自宅通学	28万円	授業料年額を加えた額	
		自宅外通学	72万円		
	私立	自宅通学	44万円	授業料年額を加えた額	
		自宅外通学	87万円		

- 備考 1 A欄の「(2)就学者のいる世帯であること」の控除は出願者本人を除く世帯員を対象とする控除である。
- 2 B欄は、申込者本人のみを対象とした控除である。
- 3 B欄の授業料年額とは、在学している学校の出願時における授業料年額(入学金、施設整備費、実習費等を除く)である。
- 4 該当する特別の事情が2以上ある場合は、それらの控除額をあわせて控除することができる。
- 5 特別控除額において、各種学校は専修学校高等課程とみなす。